

自治会(町内会)は、政治団体ではありません！

市選管から、各自治会長に通知(お知らせ)

「自治会などが特定の候補者を推薦することは、

投票の自由が侵害される恐れがあるため、好ましい事ではないと考えています。」

自治会の会長会・役員会の推薦、「法に抵触」！

「選挙告示前に、自治会内の候補者選考会や推薦会等で、あらかじめ推薦する候補者が決まっている場合は、**選挙の事前運動**となり、公職選挙法に抵触する恐れがあります。」

自治会(町内会)は、

自由な意思の集まり

特定の政治理念や

思想が一致することは

現実的にありません

選挙は、一人ひとりの

自由な意思が

尊重されるべきです

自治会推薦は、

一人ひとりの

自由な意思を阻害します

自治会の「法人団体」は、特定政党の支持が、禁止されています。

事前運動(公選法違反)

30万円以下の罰金

自治会で、あらかじめ候補者を決めた「自治会推薦」は、公職選挙法の「事前運動」にあたり、罰則の適用。

罰金30万円以下、時効は3年。

選挙&事前運動の禁止規定

名目だけの選考会、推薦会等であって、あらかじめ特定の人を決めておいて、単にその会でこれを了承、承認させ、あるいは形式的に決定し発表するにすぎないような場合は、選挙運動になり、事前運動の禁止規定にふれることになる。

また、選考会等の決定の結果を、内部だけでなく、外部にまで発表、宣伝することは、多くの場合、選挙運動になる。

(「地方選挙早わかり」参照。)

「明るい選挙推進大会」を開催

県選管・呼びかけ

県議会選挙にむけ、県選管は「明るい選挙推進大会」の中で、「選挙人の自由な意思による投票を妨げるような自治会や地区推薦は行われないうつ従来から呼びかけている。」

(2007/02/09 県議会)

十二月市議会

市選管と一問一答

市民の自主的な市政参加を求めて

遠藤議員

選挙の投票率が下がっている。公民館を利用した主権者教育と選挙の啓蒙活動を行う考えについて、入澤選管委員長

現在高等学校を中心の出前講座等で精いっぱい。公民館単位に広げることが無理。

議員

高齢化社会を受けて、当日投票所と期日前投票所の増設の検討について。

選管委員長

当日投票所は、人口の増減等を勘案しながら投票区の見直しの中で考えたい。期日前投票所の増設は、参議院選挙に間に合うよう検討したい。

議員

議員候補者、あるいは議員を自治会が推薦することの、市と県選管の見解について

選管委員長

自治会等が、特定の候補者を推薦することは、投票の自由が侵害される恐れがあるため好ましい事ではない。県選管も同様の認識。